

過年度遡及修正専門委員会における検討状況

企業会計基準第 24 号「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」の公表に伴う、他の会計基準等の改正の検討を行っている。

なお、四半期会計基準における検討は、来年 1 月以降行う予定である。

1. ディスカッション・ポイント

(1) セグメント情報等会計基準（審議（４）－３）

報告セグメントの量的な重要性の変化による変更は、「表示方法の変更」にかかわるものであるため、会計基準第 24 号の原則的な取扱いを踏まえ、表示の組替を求めることかどうか。

(2) 1 株当たり当期純利益会計基準（審議（４）－４）

会計方針の変更や過去の誤謬の修正再表示を行った場合の取扱いの改正のほか、国際的な会計基準と同様、期末日後に株式併合・株式分割を行った場合には、従来の後発事象としての開示から、1 株当たり情報を遡及的に修正する方法に改正することかどうか。

(3) 他の会計基準等の改正方法及び改正時期の検討

会計基準第 24 号の公表に伴う他の会計基準等の改正は、遡及処理の導入や臨時償却の廃止により必然的に行われるものであるため、原則として、公開草案を経ずに改正することを予定している。しかし、上記（１）、（２）については、個々の基準の中で必要に応じて経過的な取扱いが定められることなどから、公開草案を公表した上で、改正することかどうか。

なお、1 株当たり当期純利益会計基準については、会計基準のコンバージェンスの観点から、既存の差異等も合わせて改正することも考えられる。

2. 専門委員会、委員会における検討スケジュール案

専門委員会日程	委員会日程	主な審議事項
—	12 月 21 日（月）	・他の会計基準等の改正
1 月 21 日（木）	1 月 28 日（木）	・他の会計基準等の改正 ^(注) ・四半期会計基準、適用指針の文案検討
2 月 15 日（月）	2 月 25 日（木）	・四半期会計基準、適用指針の文案検討
3 月 4 日（木）	3 月 11 日（木）	・四半期会計基準、適用指針の文案検討
3 月 29 日（月）	4 月	・四半期会計基準、適用指針の文案検討

(注) 1. (3) により、今後、公表時期を検討予定

以 上